

令和2年度（2020年度） 信州母子保健推進センターからのお知らせ No.11

今年度も残りわずかとなりました。令和2年2月、県内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認され、その後は緊急事態宣言をはじめとし新型コロナウイルス感染症に係る様々のことに翻弄された1年であったように思います。本当にお疲れ様でした。



.....子育て世代包括支援センターについて.....

今年度は子育て世代包括支援センターの設置推進を重点に活動を行ってきました。

今年度初め未設置であった27町村では、コロナ禍にもかかわらず、子育て世代包括支援センターの設置に向けて努力いただき、令和3年4月1日には73市町村（94.8%）が設置となる予定です。

国では、来年度も妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を勧めています。

当センターでは、今後も設置に向けての相談をお受けしております。
また、運営等のご相談についてもお気軽にお声掛けください。

	令和2.4.1	令和2.10月	令和3.2月
設置済み市町村数	50市町村	50市町村	55市町村
令和2年度中設置予定	14町村	20町村	7町村
令和3.4.1設置予定	/		11町村
令和3年度中設置予定	5町村	3町村	1村
設置時期未定	8町村	4町村	3村

.....不妊に悩む方への特定不妊治療支援の拡充.....

「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業」が拡充され、令和3年3月1日施行となりました。
主な変更点は以下のとおりです。

	現行制度（令和3年3月31日までの受付） （令和2年12月31日までに終了した治療）	新制度（令和3年3月1日から受付） （令和3年1月1日以降に終了した治療）
所得制限	730万円未満（夫婦合算）	所得制限なし
助成額	1回15万円（初回のみ30万円） （治療ステージC・Fは7.5万円）	1回30万円 （治療ステージC・Fは10万円）
助成回数	生涯で通算6回まで （40歳以上43歳未満は3回）	子ども一人につき6回まで （40歳以上43歳未満は3回）
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	変更なし

長野県内では、市町村の単独事業として不妊治療への助成事業を実施している市町村が、令和2年4月1日現在74市町村（長野市を除く）あります。所得要件、助成回数を『不妊に悩む方への特定治療支援事業』と同じとしている市町村もありますので、助成内容についてご確認をお願いします。

住民の方から特定不妊治療の拡充について問い合わせがあった場合は、管轄する保健福祉事務所（健康づくり支援課）をご紹介ください。

長野県のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kyoiku/jidofukushi/boshi/chiryoshien.html>

産後ケア事業が全県で実施となります

厚生労働省が全国展開を目指している産後ケア事業ですが、今年度 76 市町村が実施、令和 3 年度には県内全市町村で実施されることとなりました。ありがとうございました。

「長野県の母子保健」について

毎年発行している「長野県の母子保健」ですが、発行が遅れており申し訳ありません。資料が整い次第、発行する予定です。

アンケート調査への協力をお願い

令和 3 年 3 月 4 日「コロナ禍における母親支援に関するアンケート調査」についてお願いしたところで

す。コロナ禍での母子支援の相談状況や、市町村保健師の皆様が感じている気がかりなことや不安なことについて教えてください。

既に回答いただいた皆様、ありがとうございました。回答がまだの市町村の皆様、ご協力よろしくお願い致します。

なお、アンケート結果については、3 月末にセンターからのお知らせで情報共有させていただきます。

信州母子保健推進センターホームページについて

今までに発行した「信州母子保健センターからのお知らせ」を長野県のホームページに掲載しました。今後もホームページを活用していきたいと思えます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/boshishika/sinsyuboshihoken.html>



市町村からの
お問い合わせ

母子保健衛生費国庫補助金について

市町村から県に問い合わせのあった件についての回答をお知らせします。事業の参考にしてください。

1 母子保健医療対策総合支援事業 産前・産後サポート事業

Q 困りごとを解決するためのヘルパーを派遣しての家事援助は標記事業に該当しますか。

A 当該事業は不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行うこととなっており、子育て経験者やヘルパー等が実施する家事援助は対象となりません。また、ヘルパーは本事業の「実施担当者」に含まれていません。

ただし、多胎妊産婦等支援では、ピアサポーターが外出時の補助や日常の育児に関する介助を行うことができます。

※令和 2 年 6 月 17 日付事務連絡「母子保健医療対策総合支援事業の実施についての一部改正について」（厚生労働省子ども家庭局発出）及び令和 2 年 8 月「産前・産後サポート事業ガイドライン」を参照してください。

※「養育支援訪問事業」では、「子育て経験者等による育児・家事の援助」を行うことができます。

詳細は、県子ども・家庭課にお問い合わせください。（電話 026-235-7098）

厚生労働省 HP 概要 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate09/>

ガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate08/03.html>

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた研修会等が一部しか開催できず、当センターとしても大変残念な一年でした。その代わりに、いくつかのアンケート調査により、市町村の皆さんのお声をお聞きすることができました。ご協力いただき、ありがとうございました。

<連絡先>◎信州母子保健推進センター 県保健・疾病対策課 直通電話 026 (235) 7141

担当地域 (保健福祉事務所)	母子保健推進員	配置場所・連絡先
佐久・上田・長野・北信・長野市	小山	保健・疾病対策課 026 (235) 7141
諏訪・伊那・飯田	吉田	飯田保健福祉事務所 0265 (53) 0444
木曾・松本・大町	傳田 (でんだ)	松本保健福祉事務所 0263 (40) 1937

(令和 3 年 3 月信州母子保健推進センター発行)